



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	ホルクハイマーの批判的人間学 (3)
Author(s)	森田, 数実
Citation	東京学芸大学紀要 第3部門 社会科学, 55: 123-140
Issue Date	2004-01-30
URL	http://hdl.handle.net/2309/2801
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

ホルクハイマーの批判的人間学 (3)*

森 田 数 実

社会学**

(2003年 8月29日受理)

I 支配の把握と人間学的関心

フランクフルト学派の研究では早くから、ナチズムの解釈に関して、社会研究所内部に对立・論争が存在したことが知られている。すでにジェイの先駆的研究は、研究所のナチズム分析に二つの一般的アプローチがあることを明らかにした。¹すなわち彼によると、一つは、ノイマン、ゲーラント、キルヒハイマーが推進した、法的、政治的、経済的諸制度に焦点を当て、社会心理学ないし大衆文化には通りすがりに一瞥を投げるアプローチである。その基本的仮定は、独占資本主義の中心的位置を強調する—たしかにかなり精緻なものとなっ—はいるが—より正統的なマルクス主義の仮説であった。もう一つは、ホルクハイマーを中心とするグループが追究したもので、ナチズムを、西欧の非合理的支配へ向かう一般の傾向の最も極端な例とみるアプローチである。それは、このことが進歩を遂げた資本主義の副産物であることは認めつつも、制度的力としての技術的合理化と、文化的命令としての道具的合理性への注意を強め、そしてその結果、服従および暴力の根源の心理社会的メカニズムを探った。

後にゼルナーは、社会研究所のナチズム解釈に関するこの問題を、労働運動の政治的理論としてのマルクス主義の危機という文脈で取り上げ、ニューヨークに亡命した社会研究所の研究を、それに独自の「唯物論的社会科学」あるいは「社会科学的唯物論」の構想という視点から把握しようとした。²すなわち、彼によると、社会研究所に集まった知識人たちはマルクス主義の危機を、マルクス主義を十把一からげに振り捨て

るための機会と捉えたのではなく、現代の社会科学の持つ方法と構想とをマルクス主義に組み入れるという仕方では、マルクス主義を再定式化した。そこに、マルクス主義の歴史観、現代の社会科学、経験的・歴史的研究の特殊な結びつきからなる、唯物論的社会科学が成立する、というわけである。

ゼルナーは自己の研究を、フランクフルト学派研究で従来用いられた三つの方法、すなわち哲学的、歴史記述的、そして知識社会学的方法³を融合させる試みとして特徴づけるが、その際、それがひとつの単なる混合主義に帰着してしまうことがないために、批判的理論の起源への問い、その理論形成への問い、そしてその適用への問いを、比較的一義的に定義可能であるような問題に依拠してまとめることのできる準拠点を提出する。彼が挙げるのは、近代社会における支配という理論的問題、より精確にいうと、ヨーロッパでのファシズムの確立および労働運動の危機によって実際に衆人の目の前にあった、そして科学的論争のひとつの新しい方向づけを強制した、そうした支配の問題である。そしてこの視点から彼は、社会研究所の研究に、唯物論的社会心理学および文化理論—ホルクハイマーを中心とするグループが遂行したもので、非合理的支配の合理性を解明しようとする—と、唯物論的法理論および国家理論—ノイマンとキルヒハイマーが遂行したもので、法と権力の歴史的弁証法を追究する—とを区別し、検討している。

本稿は、こうした先行研究を、ホルクハイマーにおける支配と人間学との関係を考察するための契機として受け止めたい。筆者の考えでは、近代社会の権力把握を一つの基礎とした、社会研究所内部のナチズム解

* Kritische Anthropologie Horkheimers (3) / Kazumi MORITA
** 東京学芸大学 (184-8501 小金井市貫井北町4-1-1)

積をめぐるこの論争では、時代の経験に深く規定されながら、一方の、労働運動の挫折の経験から、法学的内在主義を方法的に超えて唯物論的社会理論に至る流れと、他方の、ショーペンハウアーやニーチェが遂行した現代の理性批判を押し進める過程で唯物論的社会理論に至る流れとが、交差し、火花を散らしている。すなわち、ゼルナーのいう唯物論的社会科学の二つの類型には、マルクス主義の再定式化ということを超えて、ナチズムを歴史的、人間的にどのように理解・評価するかについての、問う側の視点の違いが色濃く現れており⁴、したがって筆者はこの論争を、ホルクハイマーの人間学的思想を一層掘り下げて理解するために打って付けの資料と考えるのである。

この課題を追究するために、本稿は以下の手順を取る。まず、ゼルナーはその研究の文脈から、ノイマンとキルヒハイマーの唯物論的な法および国家の理論の構想を、学際的唯物論を実際に実現・実践するための豊かな可能性を孕んだものとして、高く評価している。彼らのこの構想が社会研究所の共同研究に生かされなかったことにより、より集中的な学際的共同研究へのチャンスが逃された、とする判断もある。⁵このノイマンとキルヒハイマーの遺産とは何か、近年とりわけ社会[科]学の側からその重要性の指摘されることの多いこの問題を、この分野での代表的なものと考えられるゼルナーの研究の検討を通して考察すること、これが最初の課題である。(II節) そのことを踏まえて次に、ヴィッガースハウスに従って、ポロックとノイマンとの間で交わされたナチズムの解釈をめぐる論争について、その概略を検討したい。ポロックの国家資本主義の理論と、ノイマンの全体主義的独占資本主義の理論とは、それがめざす対象の性格規定と、問う側の視点との両者から考察される必要がある。(III節)

そして最後に、ポロックの理論のひとつの裏付けとなっている、ホルクハイマーの人間学的視点を考察したい。ホルクハイマーは、ナチズムに現れる現代社会の傾向を、社会の成員の人間の質の変化との関連で考えており、その意味で彼の思考は一貫して、文化・人間学的基礎を持っている。本稿では、彼が支配という視点を前面に出すことで、その人間学的考察はどのような広がりを見せているか、とりわけ彼が「心理学」に込めた意味はどのようなものだったのかについて考えてみたい。筆者は、この問題は社会学における、いわゆるエートス問題を一層展開するという文脈で把握可能なもので、その意味でゼルナーの位置づけとは異なる、社会理論の伝統との結びつきが存在するものと考えている。⁶

「唯物論的社会理論」は、一方のワイマール[国]法学的思考と、他方の文化・人間学的思考とが、支配の理論を介して、より高次の視点に立って自らを反省する場を与えることとなった。筆者は、ナチズム解釈をめぐる社会研究所内部の論争を検討することで、もう一つの学際的唯物論の遺産について、その概略を理解すると同時に、他方ではホルクハイマーの人間学的思考、とりわけ彼の「心理学」の意味を理解することをめざしたい。その作業は、『権威と家族』についての共同研究の意味を、一層深められた形で理解することにも寄与するであろう。

II ノイマンとキルヒハイマーの唯物論的法理論の試み—ゼルナー説の検討

ゼルナーによると、ノイマン、キルヒハイマーと、ホルクハイマーやポロックといった社会研究所の中心的メンバーとの間に立場上、理論上の違いが生じる基礎にはとりわけ、キルヒハイマーとノイマンにとって典型的な問題設定は、彼らが法学の専門教育を受けた法学者であることと、彼らが実践的・政治的問題に対してはるかに近いところにいる、という事情がある。社会研究所には、専門の法学者、さらに専門の歴史家がいなかったという事実⁷をどのように説明するにせよ、両者のこの違いは、唯物論的社会理論の構想にも影響を及ぼさずにはいなかった。では、ノイマンとキルヒハイマーがこうした理論の構想に、いわば行き着いた背景には何があったのか。以下ではまず、ゼルナーに従って、両者の出発点での状況を見ておきたい。それを理解する鍵は、ワイマール共和国の知的文化、とりわけそのなかの国法学という学問分野と、労働運動とその挫折とが彼らにとって持った意味にある。

ゼルナーによると、ワイマールの国法学説は、ドイツの大学の伝統のなかで法と国家の学問的テーマ化が割り当てられ、ドイツの法実証主義の発展に代表される国法学説を受け継ぐもので、そしてそれはワイマールの状況のなかでは、その学問分野での論争は、単に政治的諸力の抽象的な反映にすぎないものではなく、政治的、社会的集団による横領や、世界観的闘争の内部での自分自身からの態度決定ということも含めて、現実の作用因子でもあった。そしてゼルナーは、その際に中心的な指標をなし、かつ学問と政治的实践との共働における伝達媒体 [Übertragungsmedium] であることが証明されたのは、ワイマール憲法に対する態度、およびその解釈であった、と言う。

彼によると、歴史的にみるとワイマール憲法は、先

行するすべての憲法文書とは異なり、すべての本質的な規定の点で、労働運動の関与のもとでつくり上げられた。それは、社会民主主義が、ドイツ階級社会のなかの互いに離れようとする諸傾向の妥協の担い手となったという、まさにその形で、1918年の産物だった。ワイマール憲法は、資本と労働の利害を一つにしようとしたのと同様、在来の秩序化のための諸力—官僚機構、司法、軍隊—を統合しようと努力した。ゼルナーは、こうした多元的、あるいはより正しくは矛盾した社会的布置が、ワイマール憲法に反映しており、それは特に、基本的人権のアンビヴァレンスに現れている、と指摘する。

すなわちワイマール憲法では、自由主義的要素とポスト自由主義的要素とが、ひとつのまったく不安定な意味で釣り合いを保っていた。そこでは、私有財産の保証—契約と営業の自由を含めた—と平等規則の形式性を「自由主義的であること」の尺度とすると、経済的自由は国家の任意的処理—没収と公営化—によって廃止され、さらに資本と労働の関係は、社会福祉国家的保証と、労働者への参加権の付与によって変化させられている。いまや法の前の平等に代わって、平等はそれ以上のこと、すなわち法による平等も意味する、という見解が前面に出てくる、というわけである。

さらにゼルナーはこのことに、ワイマール憲法の第二の主要な要素を付け加える。憲法は、単に社会秩序の形成のための規範体系にすぎないのではなく、同様にそれは、国家の支配行使にとっての組織原理でもある。基本的人権によって拓かれた可能性の余地は、合法的な実施可能性という要素を必要とし、したがってゼルナーは、公民権に基づく議会制民主主義を、憲法の主要な要素として挙げる。つまり彼は、ひとつの議会制的な立法国家が、憲法の上で意図されたと言うのである。

以上を踏まえてゼルナーは、ワイマール共和国の国法総体のなかで決着のつけられた衝突へと論を進める。彼によると、その衝突は根源的には、唯一の論点に帰される。すなわち、(外見上は中立な) 実証主義的伝統と、明確に政治化され、世界観の闘争へと編入された現代の国家観との間の対立である。そして彼は、この視点から、当時の代表的な法学思想を、おおよそ次のように整理している。⁸まず、ケルゼンに代表される実証主義的伝統⁹は、純粋な法学的内在主義に固執し、それに従うと国家は、ひとつの法規則の論理的体系以外の何ものでもなかった。ゼルナーによると、「純粋法学」は、法体系を、それ自体で完結しているような規範世界として扱い、その世界の社会的現実—

単に社会的諸力だけでなく、国家の経験的制度も含めて—に対する関係を、方法的に切断した。

そしてゼルナーは、ワイマール国法学のより若い代表者たちはこの新旧の形式主義に対して激しく反対したが、その際彼らが一致したのは、実証主義的方法的リゴリズムの拒否という点でのみにすぎず、その他の点ではまったく異なる構想を擁護した、とする。彼はまず、生活により密着したような正義説を要求し、実証主義および新カント主義の合理主義に反抗したエーリヒ・カウフマンの説、さらに基本的人権をポスト自由主義の原理から自由主義の原理へとねじ戻そうと試み、そして一般的に、民主主義的憲法ではなく、国家の統合的意味を強調したスメントの説を挙げる。¹⁰それに対して彼は次に、社会民主主義に近い立場に立つ説を挙げ、それは憲法成立への労働運動の関与を強調し、またそれに対応して基本的人権の一覧表の持つ干渉主義的な、社会福祉国家的に積極的な意味を強調した、とする。ヘルマン・ヘラー¹¹を代表とするようなこの立場から見ると、憲法は、それをういて民主主義が一步一步、私的資本主義的社会秩序の克服へと行き着くとされた、合法的手段、梃子として現れた。後に考察するように、とりわけノイマンの出発点はここにある。

しかしゼルナーによると、実証主義的憲法解釈と社会民主主義的憲法解釈との対立は、まだ両極端を表示していなかった。ワイマール憲法の現実の矛盾に満ちた、最終的には絶望的な状況を劇的に反映していた思想家は、言うまでもなくカール・シュミットであった。周知のようにシュミットは、問題史的にみると¹²とりわけ、法学的内在主義に対して権力およびその正統性の問題を問い、さらにそれと合法性、そして議会制民主主義との関係を問題化した。ゼルナーはこうした事情を次のように言っている。¹³

シュミットによると、議会制的法治国家という市民的理念は論理的に、権利と法の同一視に基づいており、その際、国家権力は議会の立法権に独占化され、合理化されているため、それによって執行権、司法権、行政は、民主主義的な主権者の支配に服している。しかしこの純粋に形式的に規定された国家構想には、相互に戦う利害集団や党派の多元性を伴う社会的発展に基づいて、民主主義的立法国家の根本的な前提、すなわち国民の社会的同質性を破壊するような、致命的な敵対者が生まれた。それによって、そもそも統一的な国家意志なるものが成立するという保証が破壊されたのである。というのも、相互に戦う集団が国家を私有化可能な略奪対象へと格下げするからである。結果は、

ひとつの永久的に脅迫的な例外的状態である。けれども議会政治—本来の民主主義の理念はそこへと発展した—を、権力への接近の規制および主権の保証のための、ひとつの技術的な制度のシステムと見なすと、議会制の立法国家は必然的に、その権力への接近の機会均等という根本的理念と矛盾に陥らざるを得ない。

シュミットにとって、ワイマール議会政治の危機は、この両者がすでに生じていることに対する適当な実物教育の実例である。議会の持続的な機能不全は、国家の危機と同時に民主主義の理念の危機を表わし、この両者は議会制の代表の原理と多数決の原理によってでは、もはや安定させられることはできない。ゼルナーは、この診断はひとつの明確な要点を持っているという。すなわち、議会制の法治国家は、それ自体ひとつの矛盾である。その基礎となっている原理は、それ自身の破棄へと駆り立てる、というのも支配者と被支配者との間の関係は、この原理によって現実的に止揚されもしなければ、またそもそも安定化させられもしないからである。すなわち、独裁制への移行は、議会制の民主主義の内在的帰結である、ということである。『正統性と合法性』¹⁴でシュミットは、ワイマール憲法的第一部と第二部との対立、国民投票による立法と議会制の立法との対立、帝国大統領の緊急命令権限と議会制の法権限との対立などを論じたが、そうしたなかで、彼の人物による権限の代表、代理という考え、そしてそれと結びついた「国民表決」、すなわち国民のイエスカノーによる態度決定という考えが前面に出てくることになった。彼にとって法学的思考の焦点を示すことになったのは、人格と決断の問題なのである。¹⁵

ゼルナーによると、こうしたワイマールの国法学をめぐる状況のなかで、特にノイマンは、改良主義的な国家と法の解釈をめざすことになる。ゼルナーはこのドイツの改良主義的な立場の見方の特徴として、次のヘラーの言葉を挙げている。「シュミットの規範を欠いた意志も、ケルゼンの意志を欠いた規範も、問題の解決にはほとんどならない。」¹⁶ヘラーの思想に関しては、われわれは現在、それを近代性の条件のもとでの道徳・法・[権]力の関連の解明をめざす社会学的理論として再構成しようとする視点から考察したシュルプターの研究¹⁷を持っているが、ゼルナーはドイツの改良主義に典型的な困難を、一方の右翼（市民階級、貴族階級、アンシャン・レジーム）と、他方の左翼（レーテ運動）に対して同時に一線を画し、市民的合法性秩序の一時的な主要保証人という役割を演じざるを得ないことにみる。そしてワイマール憲法の実施とともにこの形態は、政治的民主主義と社会的民主主義

の弁証法という形をとる、という。すなわち、市民的な、ワイマール憲法で修正された合法性の体系を助けとし、それを利用することで、社会主義的秩序をもたらすことが期待された、というわけである。

そしてゼルナーによると、1933年までのノイマンは、この合法主義的な改良主義の立場に立つ、ひとつの経済民主主義の構想に基づく法律家としての実践を行った。¹⁸ノイマンの合法性に指向した政治戦略は、一方で法学説へと内在すると同時に、他方で、例えば社会学的、歴史的考察が合法性戦略の本来の基礎づけ基盤として現れたところではその内在が放棄されるという、弁証法を示している。ノイマンは、所有権の一面的支配作用は外見上だけ平等で自由な労働契約関係のなかで確かな地歩を占めるため、労働契約関係は、特に国家的に実施される労働法による補完を必要とする、というようなレンナーの分析¹⁹を、経済民主主義の法的、政治的基礎づけにひとつの社会学的基盤を与えるために利用した、こうゼルナーはいう。ノイマンは、法的な自由の保証と事実的な行為可能性の分化を熟知しており、それを背景とすると、経済民主主義はここでは少なくとも、資本主義的経済システムの安定化および自己制御のためのひとつの措置として現れるのと同様に、労働者の正当な解放願望の結果としても現れることになるのである。

漸進的な資本集積は、社会主義の進化上の到来において必要な、そして歓迎すべき一歩である、ノイマンが近づいたこうした社会民主主義の見解は、しかし、歴史によって否定されることになった。ノイマンが、彼の隠れた素朴な進歩信仰を背景とした論証にどのような矛盾が隠れていたかに気づき、そして理論的にその原因の解明に取り組むのは、ようやく亡命の後である。当時のノイマンは、ワイマール国家の危機の経済学的、社会学的に基礎づけられた危機理論を持っていなかった。この努力の結実した著作『ピヒモス』²⁰をめぐる検討の前に、ゼルナーに従って、33年以降のキルヒハイマーとノイマンの、唯物論的な法と国家の構想について、その特徴だけを確認しておきたい。

キルヒハイマーの構想。ゼルナーは、キルヒハイマーの試みを論じる節に、権威主義的、改良主義的民主主義理論への批判という表題を与えている。²¹ケルゼンに代表されるような法学内在主義に対する、一方のシュミットからの権威主義的立場に基づく批判も、他方の改良主義の合法性信仰に基づく批判も、法と国家の批判的な説の形成にとって適当な文脈を与えるものとは考えず、そうした説が積極的な形で、唯物論的社会理論として可能になる道を、権威主義と改良主義

とに現れる諸傾向に限定的否定を加えることで拓こうとしたのがキルヒハイマーである、というのがゼルナーの判断である。彼によると、キルヒハイマーは、カール・シュミットとヘルマン・ヘラーのもとで、国法の仕事を学んだが、しかしその際彼は、彼の師によっても実行された、法学的な内在の方法的踏み越えを、より明確にイデオロギー批判の意味で行うのに充分なほど、マルクス主義の伝統と接触していた。²²

ゼルナーによると、キルヒハイマーは、憲法崩壊の社会的要因および機能への鋭い洞察を、比較的正確な法および民主主義の理論の観念と結びつけた。それによって彼は、ワイマール憲法の積極的な合法性基盤を単純に振り捨てる、という結論に達しもしなかったし、また反対に、危機は幾つかの憲法技術的修正によって片づけられる、という見解を主張しようとしなかった。ゼルナーは、キルヒハイマーにとって、憲法によって承認された合法性秩序の比較的高い評価は、彼の社会学的理論戦略と、同様にまた民主主義的社会主義という目標への彼の政治的思考との、一つの確固とした構成要素だった。ゼルナーに従うと、キルヒハイマーのシュミット批判、および改良主義批判の要点は、次のことにある。

彼によると、キルヒハイマーは、シュミットの独裁制を導き出す演繹過程は、歴史的必然性を反映しているというよりむしろ、その暗示的性格を巧みに隠す術を知っている、理論的要素と経験的要素の選択的結合に負うことを示した後、批判を民主主義の理解に集中する。キルヒハイマーは、二つの点で、不均質な[heterogen]な社会のなかでの民主主義の不可能性についてのシュミットの主張は、十分に基礎づけられていないとする。一つには、その主張の経験的基礎が貧弱すぎるという点であり、二つには、民主主義の基礎づけについての自由の要請の意義が見逃されているという点である。すなわちシュミットは、民主主義の理論的基礎として平等性規範だけに依拠し、自由の要請—平等要求はそこでその意味を見いだす—、すなわち政治的な公民権およびそれによる国家権力の制定への要求を、見逃している。しかし、議会制的代表原理および多数決原理の批判の基礎となっている規準、すなわち、それは国家権力への平等な接近を妨げる、という非常に厳格な規準は、その条件のもとでのみ可能なのである。

すなわちシュミットの民主主義理論は、理論的正当化のなかの平等性の要請を過度に強めることから、政治的現実のなかの民主主義的意志形成の全面的な機能的無能力を推論するのだが、このことが、理想とはは

ど遠いとはいえ議会政治に存在する相対的な可能性に対して、彼を盲目にする、というわけである。民主主義的思想が相対的にのみ実現されたことから、政治的理念の領域でそれを完全に退けることは推論されず、また条件が唯一可能なものではないゆえに、この理想と現実の矛盾から、国家形成意志の課題を成し遂げるのは、議会制民主主義よりも国民投票的・独裁的政体である、とは推論できない。

ゼルナーは、キルヒハイマーはシュミットを代表とするようなワイマール最終段階の反民主主義的指向に、ひとつの隠れた規範主義を見て取り、それに対して民主主義の価値関係は、間接的にも「道具的」であり得ることを示したとする。議会主義とその合法性体系は、階級社会という条件のもとでは、民主主義一般の唯一のチャンスである。ワイマール憲法の「矛盾」は、民主主義的な価値実現、社会的な妥協形成、そして国家権力の安定性という相違する目標をある総体的な総合へともたらし得る、そうした架橋原理を表わす。²³キルヒハイマーは、国家の安定性問題と社会的妥協形成の問題を、独裁君主制と身分制的国家との独特の混合によって成し遂げようとするシュミットに対して、それは大衆に受動性を余儀なくし、官僚機構と軍の権力にとって有利な結果となるだろうことを明らかにし、そして最後に、一般的にシュミットの学問的視野の構造的制約を明らかにした。シュミットは、あらゆる国家理論的、民主主義理論的問題設定の本質的次元、すなわち国家形式、法形式を支える社会的諸関係の変化可能性をまったく考慮していない、という制約である。

この社会的基盤と政治的形式との機能的連関の視点は、キルヒハイマーの改良主義批判とも関連する。ゼルナーは、エルンスト・フレンケルが1932年に行った憲法改正計画に対するキルヒハイマーの批判に触れているが、そこでは、合法性の体系は常に、社会的な権力の布置の進行形にすぎず、そしてそれは、不平等な布置を解放的な意図で破棄するための手段となる場合には、全体として破壊される恐れがある、と指摘されている。²⁴最後に、キルヒハイマーのこうした立場についてヴィッガースハウスは、それは一方で憲法の「意味」、「意志」を盾に取りながら、しかし他方その憲法について、それはその背後に存在する階級的権力に対してのみ価値がある、と述べたのであるから、ひとつのパラドックスを免れなかった、と言っているが、ゼルナーはそれについて、キルヒハイマーは10年来続く労働者階級の弱体化と、それと同時に生じた、部分的に新たに構成された支配階級の再強化とを確認した、と判断・評価している。²⁵

ノイマンの構想。ゼルナーは、ロンドン時代のノイマンの研究²⁶を論じる節に、唯物論的な法および国家の理論の概念化という表題を与えている。ノイマンは、労働法と経済的民主主義によってワイマール憲法の社会福祉国家的拡張を追求した、社会民主主義的な階級戦略を挫折したものと見なし、そこから、労働運動だけでなく、自由主義的国家と実践の敗北をも意味するファシズムの成功の解明をめざして、唯物論的な法と国家の理論を構想する。彼には、労働運動の絶望的な歴史的状況を招来した原因の一つは、首尾一貫したマルクス主義の理論、すなわちひとつの社会理論の枠内で法と国家の実定的、機能主義的把握を可能にする理論が欠けているところにあると見え、いわば実践の場を奪われたノイマンの精神的努力が、この研究へと注がれることになるわけである。ゼルナーによると、この努力の結果が『法規則の支配』²⁷であった。

彼によると、ノイマンはこの研究で、一方の国法の方法批判と、他方のマルクス主義の着手点の再定式化という問題とを追究した。前者は、先のキルヒハイマーと同様に、ケルゼンの「純粋法学」批判—それは法の根源、目標、実施へのすべての問いを切り捨て、それによって国家を論理的に完結した法体系の世界へと還元する—と、それとは逆のシュミット批判—彼は国家を一面的に主権として定義し、法の領域を概念的に、国家の権力要素のなかに解消する—とを内容とする。しかしノイマンにとってより重要だったのは、法と国家を社会過程の機能として理解する試みがなされていないことにあった。彼はこの試みを、マルクス主義の伝統の実質的な修正によって行おうとした。

ゼルナーによると、ノイマンは、法体系の不安定な地位を規範と現実との間に分化した形で位置づけ、法の内的複合性を社会構造の多次元性と相関させ、それによって法体系の歴史的進化を、下部構造への従属と、そこからの相対的自立性との緊張関係から概念化した。それはまた、基本的人権の個人的、政治的、経済的、そして社会的要素への徹底的分化は社会理論的にどのように概念化されるかということへの問い、さらに自由主義的法体系の進化と資本主義の内的発展との関係への問いに対する、方法論的出発点でもあった。ゼルナーは、こうしたノイマンの「唯物論的社会科学」を、ひとつの非教条的なマルクス主義、柔軟に適用される社会科学的説明の試み、そして経験的-歴史的研究との間に、ひとつの媒介連関をつくり出そうとする試みと解している。

『法規則の支配』ではひとつの実定的な、経済、国家、そして法を包括するような市民社会のモデルが構

想されている。ゼルナーによると、それは、市民社会の基本構造を、その構成的なゲゼルシャフト化の過程から説明し、さらに近年の変化を構造化された進化として記述可能とする基礎として役立つという課題を果たすべきとされている。その際ノイマンは、資本主義経済に制度化された競争を、進化を推進する原理と見なし、法の形式と機能変化を、近くにある目標として念頭に置いていた。そして通時的次元では彼は、自由主義、独占資本主義、ファシズムという三つの主要な段階を区別した。ゼルナーは、こうしたモデルの抽象性ゆえに生じる問題に対してノイマンは、古典的な市民社会の理論体系の受容と批判によって、さらに歴史的-比較的な手続き—彼は「法治国家」のドイツ的変種と、イギリス的「法の支配」との比較に専心している—によって対処している、と指摘している。

さて、ゼルナーに従うと、ノイマンが市民社会の構造と変化を把握する際に方法的に中心的な位置を与えているのは、自由主義時代である。自由主義社会は、進化論を支え、また自由主義後の時代の変化を測定し、体系化する規準となるような、一種の理念型として用いられている。ノイマンは、法体系を顧慮して自由主義を叙述しているが、それは後のノイマンの理論的理解にとっても重要と考えられるため、ゼルナーに従ってそのまとめをそのまま引用しておきたい。²⁸

1. この時代の法体系は、個人的な政治的、経済的自由の概念に中心を置いており、それは自由で賛成し、国家の介入権に反対するような推測を含意していた。(自由の国家に先行する性格)
2. この自由は、形式的-合理的法律によって保証されていた、すなわち a) 一般法と、b) 独立した裁判官による一般法の適用によってである。(法体系の形式的性格)
3. 法体系は、
 - a) 経済的には、契約の自由と取り引きの自由によるその表現を見いだしたような、自由競争のシステムに関連づけられ(法体系の実質的構造)、
 - b) 社会的には、独立した運動としての労働者階級は存在しなかった、それゆえ階級闘争の存在はあっさり無視された、そういう諸関係に関連づけられ(法体系の社会的構造)、
 - c) 政治的には、ひとつの権力の分離と分配のシステムに関連づけられた—ドイツでは、市民階級が政治的に決定的な役割を演じていなかったようなシステムに、イギリスでは、市民階級が法の内容を規定し、そして政治的権力が市民階級、王室、貴族の間で分配されたようなシステムに関連づけられた(法体系の政治

的構造)

4. 個人的、政治的、そして経済的自由に基づいたこの社会が、ひとつの国家へと統合された媒介となったのは、国民の理念だった。(社会の非合理的基礎)

ゼルナーは、ノイマンが強調することとして、法体系の実質的構造については、それはアダム・スミスの理論の受容に基づくもので、そこでは競争社会と法的に制御されたゲゼルシャフト化とが相互制約関係にあることが記述されているということ、さらに政治的レベルでは、市民的国家の「否定性」について、それを国家と所有秩序との機能的連関から、すなわち一方の国家の介入の予測可能性および計算可能性と、他方の国家的行為は市民の利害に肯定的で、労働者階級と農民階級にとっては抑圧的な強制装置を意味するという、国家の二重機能化から正しく解釈することが重要とされている、ということに触れている。²⁹

以上、キルヒハイマーとノイマンの、出発点での状況、および唯物論的な法と国家の理論の構想をみてきた。では、こうした彼らの、とりわけノイマンの理論は、市民社会の変化とナチズムの到来とをどのように捉えることになるのか。節を改めて、社会研究所でのナチズムの理論についての論争の検討を通じて、研究所の内的サークルの立場と、キルヒハイマー、ノイマンの理論的展開とを明らかにし、その論争の内容および意味について考えることにしたい。

Ⅲ 社会研究所のナチズム理論

『社会研究誌』の後を受けた『哲学・社会科学研究誌 (Studies in Philosophy and Social Science)』の1941年第2号は、国家資本主義についての特集号を組んだ。直接的にはこの特集号に掲載されたポロックの論文「国家資本主義：その可能性と限界」³⁰をめぐって、研究所の内的サークル（ホルクハイマー、ポロック）とノイマン、キルヒハイマーとの間に、ナチズム解釈についての論争が生じた。以下では、主としてヴィッガースハウスに従って、まずこのポロック論文の内容および特徴を検討し、次にそれに対するノイマンの批判の方向、さらに『ピヒモス』の特徴に触れ、そして最後に、この論争がホルクハイマーにとって持つ意味について考えてみたい。

ヴィッガースハウスは、まずポロックの理論を理解する前提として、自由主義的資本主義後の時代についてホルクハイマーが一連の論文で示した見解を挙げる。彼によると、ホルクハイマーは、「ユダヤ人とヨーロッパ」³¹で、産業、軍、そして行政の司令官による、

ひとつの新たな秩序、行政・司法・政治の機構の権威主義的支配について語った。ヴィッガースハウスは、全体としてみるとこの論文は、二つの見解を要素とする、ひとつの混合物だった、とする。すなわちそれは、自由主義的資本主義の時代は、人間の原子化と、大企業、巨大組織の成立によって、階梯を上げたひとつの持続的な専制を可能にしたような経過として把握される、という見解と、ファシズムにあって問題なのは、暴力と略奪品の分配によって支配するのだが、しかしすべての幻想、すべての文化的嘘の破壊によって、その大衆に対する同盟がもはや機能しなくなるとすぐに一掃されるという事態がもたらされるであろう、そういうギャング団の支配である、という見解との混合物として捉えられる、という。ホルクハイマーのこの考察は、「権威主義的国家」³²で一層前進させられる。ヴィッガースハウスによると、いまやホルクハイマーははっきりと、国家資本主義を、独占資本主義に続く段階、それとともに「官僚機構が、…純粋な利潤原理のもとでは市民階級のコントロールがきかなくなっていた経済メカニズムを、再び意のままにすることが可能となる」³³ような秩序に到達されているような段階として語った。

ホルクハイマーは明らかに、私的資本へのあらゆる従属から自らを解放した、権威主義的国家について語っていたのだが、この彼の論文は当時としては、政治的衝撃性と理論的大胆さとを具えたものだった。彼は、統合された国家主義あるいは国家社会主義—それは、決してその名で呼ばれることのないソ連に対する、彼の言い換えであった—を、権威主義的国家の最も首尾一貫した種類と見なし、それに対してファシズムの国々には、剰余価値は国家統制のもとに獲得され、分配されはするが、しかし利潤という古い名〔権原〕のもとにその大部分が引き続き、産業界の大物と土地所有者に流れ込むような、混合形式を示すにすぎないとした。ファシズムはひとつの混合形式だとすると、一般的に国家資本主義もそうであった。というのも、改良主義、ボルシェビズム、そしてファシズムを権威主義的国家の諸形式と見なしたホルクハイマーにとって、国家資本主義にはまさにファシズムの変種と、改良主義の変種が存在したからである。

ヴィッガースハウスによると、エンゲルスやドイツ社会民主主義にとって国家資本主義は、社会主義への通過門を意味したのに対し、ホルクハイマーにとってそれは、長期にわたって続くことができる、それどころかあるいは社会主義に代わって、資本主義に続く新たな秩序を具現しているかもしれない、統合的国家主

義に向かう趨勢があるような秩序として現れた。「権威主義的国家」でホルクハイマーは、国家資本主義について、それは逆戻りではなく、ひとつの「諸力の高まり」を意味し、そして人種的憎悪なしでもやってゆける、という考えを述べている。³⁴ポロックは、こうしたホルクハイマーの見解から、いわば絶望、不安の契機³⁵を希薄化させ、ファシズムの承認とも解釈されるような、国家資本主義の経済システムの理論を提出した。

ポロックの研究の表題は、「国家資本主義：その可能性と限界」となっていたが、しかしヴィッガースハウスは、ポロックは国家資本主義を、単に古い資本主義的社会に優っているのみならず、そもそもそれに特有な、それに内在する限界を持っていないようなシステムとして提示した、という。すなわち、ポロックは常に資本主義的恐慌の原因を、独占の圧力のもとで経済の自己制御手段としてますます機能しなくなり、ますます大規模に無秩序と不均衡を呼び起こすようになった、市場の自律性にみえていた。しかし国家資本主義のなかでは、市場の自律性は失効させられたため、ポロックのみるところでは、決定的な恐慌の原因も排除されている。ポロックは冷静に、古い私的資本主義の社会に対する国家資本主義の優位を確認し、彼の論文の終わり近くで、そっけなく次のように確言した。すなわち、われわれは、全体主義的国家資本主義と民主主義的国家資本主義とのうちのどちらかを選ばなければならない、と。彼はこの後者の賞賛を、アドルノの示唆に応じて、それに将来の研究に対する問いと問題設定という形で衣を着せることで和らげた、とヴィッガースハウスは言っている。

さて、ポロックのこの論文にはさまざまな批判が寄せられることになった。ヴィッガースハウスは、アドルノのホルクハイマー宛の手紙と、ホルクハイマーのポロック宛の手紙に触れ、アドルノがポロックの論文を、それはカフカのひとつの裏返しを表わしている³⁶とまとめていること、そしてホルクハイマーが、経済的發展は至るところで、国家資本主義への傾向を示しているというテーゼを賞賛しつつも、国家資本主義へのあまりに大きな共感という誤解を避けるよう促していること³⁷などを指摘している。この特集号に寄せたホルクハイマーの序文³⁸では、したがって、「権威主義的社会」は非難すべき、逆説的なシステムとして描かれることになった。

ヴィッガースハウスのまとめによると、ホルクハイマーはこの社会を、[第一に]そこでは一種の「全体主義的機構のもとで、巨大産業が、単にその計画を以

前の競争者に押し付けることができるだけでなく、さらに大衆に、自由な契約相手として扱わなければならない代わりに、労働を命じることもできる立場にあるような」システムとして、[第二に]そこでは「知力、幸福、そして生命の計画的浪費が、市場システムを持つ摩擦や危機が原因の無計画な浪費に取って代わるような」システムとして、[第三に]そこではその前の段階の「非合理的な合理性」が「方法への熱狂となる」ようなシステムとして、[最後に]そこでは、進歩の分裂した作用が、もっぱらその破壊的機能となったようなシステムとして描いた。ではノイマンの、二人の研究所所長の見解に対する態度はどのようなものだったのか。彼は、一部を保留しつつも³⁹ホルクハイマーの序文に同意したが、しかしポロックの国家資本主義の構想に対しては厳しい批判的な態度を取った。ヴィッガースハウスによると、この批判は二つの点に関わっていた。

第一は、ポロックが構想したような国家資本主義は、千年王国となるかもしれない、したがってまったくの絶望という罪を科す可能性がある、という点である。ヴィッガースハウスは、これはひとつの戦略的な異議申し立てだったのであり、国家資本主義の概念をひとつの形容矛盾として暴こうとする『ビヒモス』でのノイマンの努力は、それが資本主義的恐慌[危機]から免れたような変種は考えられないことの証明をめざした限り、この方向に向いているものと考えられると言っている。第二の主要な異議申し立ては、彼[ポロック]は、独占資本主義から国家資本主義への移行の理論を持っていないし、豊富な資料に基づいて、例えばドイツを分析することによって、ドイツの本質的な諸特徴は国家資本主義的に刻印づけられている、ということの証明を提出もしない、という点にあった。ヴィッガースハウスによると、決定的であり続けたのは、このノイマンの異議申し立ての後者の部分であり、そして後に『ビヒモス』の全体が、その責任を負うことになった。

ノイマンが『ビヒモス』で、国家資本主義 - 構想への批判の締めくくりとして書いたこと - 著者[ノイマン]は、このきわめて深く悲観主義的な見解を共にしない。著者は、ドイツにおける資本主義の諸矛盾は、たとえそれが官僚機構や民族共同体のイデオロギーによって覆い隠されているにしても、より高度な、したがってより危険なレベルで作用を及ぼしている、と信じている⁴⁰ - は、ノイマンにとって実存上の重要性を持っていたことであり、そして彼はこの事態の分析のために、彼がロンドン時代以来探求してきた視点をさ

らに発展させる。

すなわち筆者のみるところ、彼は、市民法を、市民社会の形式の媒介を分析するための素材として用いると同時に、その媒介が失われる帰結としてナチズムを捉えようとする。30年代以来、議会制的立法国家とその合法性を背景へと押しやり、そして次第しだいに帝国大統領を正統性獲得のために用いたような政府組織、行政組織が、それにとって変わるような傾向が示された。ゼルナーによると、キルヒハイマーはこの過程を、市民的な合法性体系が、ひとつの「超合法性」によって形式を無視される〔Überformung〕という、「二段の合法性」という説明仮説⁴¹によって捉えようとし、さらに法の「技術的合理性」テーゼ⁴²を提出する。ノイマンは、市民法のなかでは、最高の個人的自由と最高の国家的暴力独占という、それ自体は互いにきわめて矛盾した要素が一つに融合しているという事態⁴³の確認の後、この緊張を基礎に構成され、自由主義を機能的に媒介する市民法⁴⁴には、一般性、非遡及性、そして裁判官の独立性という、最小限の合理性が具わっていたとし、そしてワイマールで生じた事態を、こうした法の形式的性質の崩壊という視点から解明しようとした。⁴⁵『ビヒモス』は、こうした法治国家的分析を、マルクス主義的な社会総体の分析⁴⁶と組み合わせるところに成立する。

すでにナチズム研究の古典となった『ビヒモス』についてはここでは、ヴィッガースハウスに従って、ごく簡単に言及するだけで充分であろう。彼に従うと、またわれわれがすでに見てきたことから、本の表題がその一つの中心的テーゼを予告していることが分かる。すなわち、「ナチズムは、ひとつの非〔反〕国家〔Unstaat〕である、あるいはそこへと発展している」、「われわれがここで関わり合っている社会形式は、支配集団がそれ以外の民衆を直接一少なくとも合理的な、以前には国家として認められた強制機構による媒介なしに—支配するような社会形式である」というテーゼである。⁴⁷市民社会の合理性パターンをつくり出した法の変化を分析すると、そこではこの最小限の合理性さえ空洞化、否定されるという事態が確認される、というわけである。

ヴィッガースハウスによると、この発展の最大の受益者は、大企業だった。ナチ政権は権力掌握後すぐに、例えば小・中規模企業の犠牲を伴うような、カルテルに好意的な政策によって大企業の要求に譲歩した。私的経済と「命令経済」との特徴的な相互嵌入も、常に指導的なコンツェルンにとって有利な結果となるように機能した。それらのコンツェルンに支配された自治

組織や他の組織は、国家の経済管理〔行政〕との絡み合いが増すことによって、明らかな権力増大を経験した。また戦時経済も、例えば当時のドイツで最も重要な政治的—経済的活動—すなわち原料の配分—が委託されていた組織を支配する大企業の立場の、一層の強化に導いた。ヴィッガースハウスは、次のノイマンの結論を充分根拠のあるものとして引用している。

「全体主義的な政治権力が、契約の自由を廃止しなかったなら、カルテル・システムは崩壊したであろう。労働市場が、権威主義的手段によって規制されなかったなら、独占的システムは危うくされたであろう。原料、供給、価格統制、そして合理化機関、信用制度、および外国貿易統制官庁が、独占に敵対的態度を取る諸力の手中にあるなら、利潤システムは崩壊するであろう。システムは完全に独占化されているため、それはその本質からして、周期的な変動に敏感に反応せざるを得ない。そうした攪乱は排除しなければならないのである。そのことを達成するためには、貨幣、信用、労働、そして価格に対する政治的な権力独占が必要である。民主主義は、完全に独占化されたシステムを威嚇するであろう。全体主義の本質は、全体主義を支え、強固にするところにある。当然ながらそれは、システムの唯一の機能ではない。ナチ党はもっぱら、千年支配に到達することに取り組んでいる。けれども、この目標に到達するためにナチ党にできることは、ナチ党に政治的拡張のための経済的基礎を与える独占的システムを支えること以外にはない。」⁴⁸

支配的諸階級の連合の、他の二つの協力者は、軍と官僚機構であった。これら四つのグループは、政権が崩壊すればそれらすべても崩壊するであろう、という恐れによってまとめられた。それらに対立した「被支配階級」の状態を、労働者階級を例として探求するノイマンの記述を、ヴィッガースハウスはおおむね次のように特徴づけている。労働者階級は、その官僚制的組織と、私的独占によって強制的に課された大衆文化によって、その自発性を広範囲にわたり奪われたが、そうした労働者階級は、ナチ党員の容易に手に入る獲物であった。ナチ党員は、民主主義的段階を通り抜けた後ではもはや簡単には無視することのできない大衆を効果的に操作する術を心得ていた。労働者階級は粉碎され、住居移転の自由などは制限ないし破棄され、テロとプロパガンダが用いられた。また同時に、ヴェルサイユの結果を上首尾に除去したことによる、ドイツの自己意識の高揚と、どんなに低レベルであれ、ともかくも完全雇用とが提供された。

ヴィッガースハウスによると、ノイマンが読者に披

露する資料のうちに、ナチズムは、大衆を「新しい秩序」に統合するというその機能を長期的に上首尾に果たすことができる、ということへの疑いを許すようなものは、何もない。そして、ナチズムが労働者階級のもとで成功したことは、他の「被支配階級」のもとではなおのこと成功するに違いなかった。

さて、ノイマンが党、国家、軍、そして経済との関係について行ったこうした分析を見て、ヴィッガースハウスはまず、それはポロックと彼との違いを、ひとつの本質的な部分で、言葉の上での争いとして現れさせるものだった、という。彼によると、ノイマンが際立たせた発展ははっきりと、それに対してポロックが「国家資本主義」というまづい表現を選んだものへの方向を示していたからである。ヴィッガースハウスは、『ビヒモス』の次の文章、「暴力の実行者はますます企業家となり、企業家はますます暴力の実行者となる。多くの指導的な産業企業家は、上位のSS-指導者となる。…多くのテロリストは、有力な産業上の地位を得た。…だから暴力の実行者の昇進は、近代的な社会がこれまでに経験した巨大な独占化に基づいている。…有力な産業、金融、農業の独占資本家の少数グループは次第しだいに、党のヒエラルヒーを構成するグループとともに、生産手段と暴力手段の両者を意のままにするような、唯一の連合体へと融合する」⁴⁹を挙げ、このことをポロックは、「生産」と「暴力」の概念の順序を逆にただけで、まったく同じように言うことができたとであろう、と言っている。

さらに彼は、政治と経済との関係について、後のノイマンの次の文章を引用する。「ソ連は、政治的権力が単に上位の審級として確立しただけでなく、すべての経済的権力の源泉ともなったような、極端なケースを表わしている。他方には、ナチズムのドイツという特殊なケースがある。たしかにナチ党は、支配的な産業企業家の資金面、政治面での援助によって権力の座についた。援助を与えた産業資本家は、党を彼ら自身の利害のために利用することができると期待したことに、疑いはない。けれども権力掌握の後、党は、経済の統制から解放され、ひとつの自律的な政治的権力となった。…もしも戦争がなかったなら、もしくはナチ党員が勝利を収め続けたなら、ソ連のパターンが自己を押し通しただろうと、確信をもって言うことができる。」⁵⁰すなわち「政治の優位」のテーゼに関しても、ポロック／ホルクハイマーとノイマンの間には、主張されるほどの違いはない、こうヴィッガースハウスは判断しているわけである。では、ノイマンと、とりわけホルクハイマーが、事態の認識の点では似たような

理解を示すにも拘わらず、相互に厳しい批判的な態度を取ることは、どのような理由があるのだろうか。ヴィッガースハウスはこの点をめぐって、『ビヒモス』に対するホルクハイマーの評価に言及する。

彼によると、両者は似たような仕方、諸現象の絡み合いと両義性、すなわちナチズムのシステムの逆説的な性格を、言葉に表現した。両者は、非合理的合理性、国家であることを脱した国家、秩序の無秩序な総体性を概念化しようと努力した。⁵¹そして彼は、主な違いは次のところにあった、とする。ノイマンは、ナチズムのシステムの原則的に資本主義的な性格にあくまで固執し、それによって、社会主義の前にひとつの新しい、予期せぬ社会的形成物と、ひとつの根本的な人間学的変化が押し入った—それらを前にすると、前世紀のすべての希望は時代遅れとなったことが実証された—という考えを論駁したと信じた。それに対してホルクハイマーは、統合された国家主義—後には管理された社会と言われるようになった—の理論と、「ひとつの新しい、批判的人間学—非人間的なものの理論」を主張した、というところである。

ホルクハイマーは『ビヒモス』に対して、それは資料が豊富で、このテーマについて出版された他のどの研究よりもよいものだが、しかしそれは、理論的レベルでは、決定的な「文化人間学的」問題性を捉え損なっているがゆえに失敗した、という評価を下していると考えられる。ホルクハイマーにとってナチズム、広くファシズムは、例えば自我[ego]の分裂のような、近代を貫くような文化的・人間学的傾向の、ひとつの完成として現れている。⁵²こうした傾向は彼に、伝統的な理性批判を社会理論と結びつけるよう促したものであり、そのなかで文化、理性、自由といったカテゴリーは人間学的に捉え直され、また深められ、さらには「カリスマ」といった概念も、その社会的、人間学的意味の点から理解が試みられることになる。ノイマンが、批判的精神の伝統の上に立って、大衆に託した希望は、そうこうするうちに疑わしいものとなったのであり、まさにいま人間の文化的、政治的経験をこそ問わなければならない、というわけである。⁵³

その際、ホルクハイマーの人間学的研究は、ノイマンとは違った意味で社会学の伝統を受け継ぐものであることを指摘することができる。法治国家的分析と結びつけられた、正統的なマルクス主義的自己理解はノイマンに、ナチズムの比類のないような実質的な分析を可能にした⁵⁴が、ゼルナーはその理論的背景に、ヴェーバーの法社会学の批判的受容を見ている。⁵⁵筆者のみるところ、彼にあって充分でないのは、『権威と

家族』に結実してくる，社会研究所の内的サークルの研究を理解するための視点である。この研究は，文化と心理 [Psyche] を重要な構成要素とする唯物論的歴史・社会研究であり，独特な社会心理学的研究と特徴づけられる⁵⁶が，それは社会学の伝統からすると，ヴェーバーの宗教社会学，就中いわゆるエートス論の系譜上に位置づけられるものであり，とりわけホルクハイマーは，この理論的伝統と理性批判の問題構成とを結びつけるところに，彼の人間学的研究の視点を置いていたと考えられる。節を改めて，ノイマンに対するホルクハイマーの評価の背景にある，ホルクハイマーの人間学的視点について，とりわけ『権威と家族』を念頭に置きながら考えてみたい。

IV エートス問題への - 視点 - ホルクハイマーにおける社会理論と人間学

『権威と家族』の冒頭に置かれた，この共同研究についてのホルクハイマーの理論的構想⁵⁷から，ホルクハイマーが，いわゆるエートス問題をおおよそどのような形で受け継いでいるかを，読み取ることができる。筆者は先に行ったホルクハイマー研究で，ホルクハイマーの思想を駆動するエレメントとして，とりわけニーチェとマルクスの批判による真理の自明性喪失という事態を挙げた。⁵⁸ニーチェと，さらにフロイトは，人間の無意識的な心的過程を明らかにすることで，理性，広く意識の自律性を疑い，マルクスは，人間の意識にとって社会的諸関係が構成的であることを主張した。この主体の「心理学的」および「社会 [科] 学的」脱中心化は，真理問題を新しい水準に設定することを促すものだった。すなわち，一方で意識の自律性への疑いを，[権] 力への意志，あるいは「無意識」の実体化に帰着させるのではなく，他方で人間の意識を，社会的諸関係の単なる「関数」へと還元するのではないとすると，社会を介した人間の質の解釈ということが問われなければならない，そしてこの解釈過程と，[自己が制約されたものであることの] 理性の自己反省の遂行とが，結びつけられることになるのである。ホルクハイマーが，マルクス主義的イデオロギー批判のもとで遂行したのはこの問題であり，まずそこにキルヒハイマー，ノイマンとの出発点での違いをみることができる。

社会を介した人間の質の解釈という問題に，一つの有力な視点を提供したのがヴェーバーの，いわゆるエートス論である。ヘンニスの説⁵⁹に従うと，ヴェーバーが追究したのは，近代性の条件のもとで生きる「人

間存在の運命」とでも表現できるだろう問題，すなわち「人間学的問題」あるいは当時の言葉では「性格学の問題」であり，それをヴェーバーは，当時「道德哲学的」伝統を受け継いでいた [国民] 経済学⁶⁰の問題設定である「人格と生活秩序」の関係を問う - 「どのような社会秩序が，どのような人間類型に，支配的人間類型となるどのようなチャンスを与えるのか」 - という形で探求していった。ヘンニスはそうしたヴェーバーの科学を，「政治的科学」として - それは「分析する科学」としての経済学に尽きない，経済政策と必然的に結びついた価値問題をも扱う - ，さらに「人間についての科学」として - それは「抽象的な理論」の「数学的理想図形」である「仮定された」，「構成された」，「非現実的な人間」ではなく，全体としての人間を扱う - 特徴づける。

すなわちヴェーバーは，当時の [国民] 経済学の方法に従って，社会 (生存条件) と人間の質との関連を問うたのだが，その際彼は，目的の他律性という視点から，経済とさまざまな社会領域との関係を考察し，そのなかでもとりわけ，経済と宗教との関連を問う宗教社会学的研究から，よく知られた「資本主義」のエートス問題という問題設定が生成することになったわけである。

ホルクハイマーは『権威と家族』の第一章「文化」で，マルクス主義的な構造的歴史・社会把握とエートス論的視点とを，独自の仕方で架橋しようと試みていると考えられる。彼は，とりわけヨーロッパ諸民族の大集団の歴史は，各々の時代が一定の固有な構造契機を含む統一を示す，という見解を，時代の経過によって決定的な経済的力学の発見を基礎に，個々の文化と，その文化に規定される集団に特徴的な心的構造とを契機として含むものとして理解しようとする。これらの時期の違いは，人間の心の状態にも，その制度や業績にも表われており，その違いを彼は，文化の違いと把握する。すなわち，彼はまず，あらゆる文化領域の制度や出来事は，およそ人間の性格と行為の内で作用する限り，社会の力学が含むとりまとめる契機，もしくは解きほぐす契機として現れ，そのことにそれぞれ応じて，生成の途上にある建物の漆喰，離れようとする部分を作作的に繋ぎ合わせる接合剤，もしくは最初の一閃で全体を引き裂く爆薬の一部となる，というふうに，経済的構造 - 文化 - 性格 [心的構造] との間の関係を規定するのである。⁶¹

次に彼は，支配という視点を導入しながら，自身の見解をさらに展開しようとする。いま挙げたような見解には，社会構造の安定にとって決定的なのは，統治

技術、国家の権力組織、最終的には物理的暴力である、比較的少数の社会の上層階層—彼らにとって現存する形式は、権力と幸福の源泉ともなった—と、数え切れないほどの個人—彼らにとってその形式は、無意味な貧困と死を意味した—とへの分裂は、強制なしには維持できない、とする異議申し立てが想定されるが、ホルクハイマーは、それを片づけるのは容易ではないと言う。彼はそれを、人間の本性、良心、あるいは理性を、道徳的、宗教的理念を、確固とした自立的な存在に仕立て上げ、それらの内の一つ、ないし幾つかの作用によって社会の機能を説明しようとするあらゆる理論に対する、ひとつの実在論的異議申し立てとして受け止めようとする。

階級社会の成員の心的装置の全体は、その者が特権を与えられた者たちからなる社会の中核に属していない限り、広範囲にわたり単に物理的強制の内面化、ないし少なくともその合理化、補完になっている。ホルクハイマーはニーチェを引用⁶²しながら、いわゆる社会的本能、すなわち所与の秩序への適応は、たとえそれが実用的、道徳的、あるいは宗教的に基礎づけられていようとも、本質的に強制行為の記憶に遡るものであり、人間が「社会的」にされ、文明化されたのは、この強制行為の記憶によるのであり、そしてそれは、人間があまりに忘れっぽくなるというような場合には、今日においてもなお人間を威嚇する、という事情について記述している。しかし彼は、このことを踏まえた上で、ニーチェの思想が実質的に含んでいる社会的内容を生かす方向で論を進める。

彼によると、過去と現在の強制は、人間の心の最も崇高な現れのなかにまで入り込んでいるとはいえ、人間の心自体には、それが形成される媒介である家族、学校、教会といった制度も同じであるが、それに固有な自律性がある。露わな形での強制⁶³だけでは、大衆が枷となった生活形式をなぜ長期にわたって耐えたのかを十分に説明することはできない。そしてホルクハイマーはそのことに加えて、強制の一部が内面化された過程で、新しい性質が生まれたという事態を指摘する。神の観念は、神に対する個人の従属という性格だけでなく、歴史的闘争との関連で生じた願望や復讐感情、志や憧憬に枠組みを与えた。道徳的意識、良心、義務観念は、自らの魂のなかへ受容された外的掟と解されるが、同時にそれは個人の心的家政なかで固有な力となり、現存するものへの対抗の基盤ともなる。さらに性的関係の規制は、制度の枠内で経済的に制約され、また部分的には強制されたが、この規制のなかで生まれたロマンチックな愛は、個人を社会に対決させ

ることもあり得る社会現象を形づくる。性と優しさとの結びつき、友情と誠実とは、歴史的に生成し、固有の役割を演じることのあり得る文化的要素の一部なのである。

このようにホルクハイマーは、支配という現象を、社会的な生活過程とともに発展し、その後一連の制度と人間の特定の性格として登場する諸々の文化的関係から捉えようとする。彼は大きな文化的連関の例として、中国の祖先信仰とインドのカースト制度に触れ、後者の説明に際しては、この観念体系が下層階級の性格の内でも独特な力を保つ理由として、ニーチェの「苦悩に対して怒りを引き起こさせるのは本来、苦悩それ自体ではなく、苦悩の無意味さなのである」⁶⁴という文章を引用し、この苦悩の意味づけという点に関して、ヴェーバーによる輪廻の思想の解釈、すなわち不浄カーストの成員は、儀礼に従った模範的な生活を送ることで、再生の際の社会的な将来見込みをより良いものにするチャンスも念頭に置いている、したがって彼らにとって無慈悲なシステムの存続は、存在の全体の意味を形づくるのだ、という解釈を参照している。⁶⁵では、こうした視点からすると、市民社会はどのように理解されるのだろうか。

ホルクハイマーは、続く第二章「権威」および第三章「家族」で、エートス論の視点から市民的人間類型に分析を加え、市民的カテゴリーの人間学的内実を説明しようと試みていると考えられる。彼によると、市民的思考は、伝統の権威に対する戦いとして始まり、その権威に、あらゆる個人の内にある理性を、法と真理の正当な源泉として対置したが、それは市民時代の末期に、特定の内容を欠く権威の熱烈な賛美に終わった。この転化過程の背後に想定されるのが、市民的経済という匿名の権威の成立である。近代の自由な流通経済は、市場メカニズムという形で人間の社会関係を物象化させるが、権威論はこの過程を、社会関係自体の権威化と捉え、この物象化された権威のもとへの従属という観点から、市民的文化、市民的人間を把握しようとする。⁶⁶ホルクハイマーは、個人、自由といったカテゴリーを、この経済過程と関わらせて解釈する。

彼によると、近代の思考の根本概念である個人というカテゴリーの示す抽象性には、個人の解放が部分的であったことが示されている。ライブニッツの提出するモナドの概念、すなわちそれ自身の内に閉ざされ、その他の世界から切り離された形而上学的な力の中心、神によって自分だけに拠って立つようにさせられた、絶対的に孤独なモナドの概念⁶⁷では、個人が社会と自然から切り離されることによって、自由な個人の概念

は、形而上学的実在として捉えられている。しかしホルクハイマーは、理論に従うなら、個人は理性的な吟味なしには、いかなる人間的審級の判断といえども自分を拘束するものとして承認してはならないはずであったが、しかしその代償として個人は、いまや世界のなかで一人で立っており、没落したくなければ順応せざるを得なかったのだ、という。状況〔諸関係〕そのものが、権威的になったのである。

すなわち理性、自由の意識、それへの誇りは、仮象であることが明らかとなるのだが、ホルクハイマーによるとこの仮象は、市民社会の生産過程の不透明性という統一的根源から、二重の仕方で開催される。自営の企業家にとって、自由な流通経済は、自らの決断の自由、独立性の基盤として現れるが、しかし自らの活動の価値についての決定が下されるのは事後的に、しかも不可避免的に非合理的な契機⁶⁸をも含んでのこととなるため、その自由、独立性を制限するものでもあることになる。⁶⁹さらに権威の哲学的拒否という仮象は、労働者の生活にも基礎を置いている。ホルクハイマーはここで、近代の労使関係の一つの契機に着目する。19世紀のヨーロッパで一般的に支配権を握り、また都市においては長い前史を持つ労働のシステムでは、企業家と労働者との間の関係は、いわゆる自由な契約によって基礎づけられるが、それは労働者の事実上の従属を隠蔽する機能行使する。経済の権威という意識を持たぬ必然性は、一方の側にとってはその支配の条件であり、他方の側にとっては運命の過酷さを意味しており、労働者は経済的事実の権威を承認することによって、事実上企業家の優位と権威を承認することになるのである。

ホルクハイマーは、こうした複雑な権威の構造は、自由主義時代に興隆をきわめたが、それは全体主義的国家の時代になっても、人間の反応様式を理解するための一つの手掛かりをなすと言う。すなわち、彼によると、国家が住民大衆によって無条件に肯定されることが可能なのは、経済の領域での従属関係が、大衆にとってまだ本当に問題となっていない限りにおいてにすぎない。そしてホルクハイマーはさらに一步を進め、むき出しの形での非合理的権威関係の形成、存続は、深部にある経済的關係を強化し、それと相互作用する要因の一つであることは、すでにプロテスタンティズムの広まりに窺えらるるとし、近代の政治的、宗教的、哲学的文献の全体に染み込んでいる権威、服従、献身、義務の厳格な履行の賛美に、大衆を新しい生産関係に服従するよう促す強制を見、さらに聖俗の人物や力に対する畏敬の念に満ちた、陶酔的、マゾヒズム的な戦

慄も、その強化という文脈で理解しようとしている。⁷⁰

さて、ホルクハイマーは、近代における個人の権威に対する関係をみた後、この関係に適合した性格類型の産出と固定化に向けて共働する制度、とりわけ家族を考察の対象とする。彼によると、市民的家族は、市民的権威関係の形成・保持を媒介すると同時に、それに対する抵抗の貯水池ともなっていた。まず権威の軸については、市民社会で広がる新しい労働規律は、自他に対する冷酷な無慈悲さを自己の本性とすることを必要とした。また自由主義期になると、成果を収めようとする者、そもそも没落したくない者は、自分が適合し、従わざるを得ないことを理解しなければならないというふうに、服従に対して理性の使用が求められた。ホルクハイマーによると、市民的家族内では、こうした物象化された権威の内面化は、父親と息子との権威的關係に媒介される。

すなわち彼によると、市民的家族では、父親の肉体的な強健さは、道徳的な尊敬しなければならない関係として現れ、子どもは、自らの悟性によってであると確認したものを心から愛することを身につける。父親の家権力はさらに、稼ぎ手としての彼の地位にも基礎を置いている⁷¹が、明らかにこの関係のなかに、家族外での市民的権威関係が先取りされている。⁷²自ら人生の荒波を経験した父親の有無を言わずに命令と指導は、市民社会の初期には、個人の自己規律、労働と規律に対する感覚、一定の理念を堅持する能力、実生活における一貫性、悟性の使用、ものをつくり出す活動における粘り強さとそれに対する喜びといった、新しい社会で必須の能力を人間が身につけるために不可欠であり、また同様に父親の経済的給付も欠くことのできないものである。しかしホルクハイマーは、市民社会も末期になると、こうした家族の機能、およびそこから生まれる人間の質は、問題を孕むものとなったという。

彼の言うところでは、権威主義的性格の形成にとって決定的なのは、父親の圧迫のもとにある子どもは失敗をした場合、それを社会的原因にまで遡って処理することはなく、それを宗教的に罪として実体化するか、または自然主義的に才能の欠如として実体化することを身につける、ということである。彼は、家族のなかで形成される良心の呵責⁷³は、自分が期待に添えないということと関連する社会状態へ向けられたかもしれない、計り知れないほど多くのエネルギーを受け止めている。個々人の運命と全体の繁栄が、少なくとも部分的に、個々人の有能さに依存していた間は、誤りを自分自身に探し求める、そうした人間的性質は生産的

だったが、社会全体の組織化が進む独占資本主義の段階、さらにファシズムの段階では、強制的な罪の意識は現実への批判を挫折させ、その原理は否定的な人間的帰結をもたらす、こう彼は言っている。⁷⁴

次に権威への抵抗の貯水池としての家族についてであるが、ホルクハイマーは、市民社会では共同体の利害[関心]は、家族以外にはその場を見いだしがたい、と言う。彼は性愛のなかに、とりわけ母親の心遣いのなかに、他人の発展と幸福を願うような、共同体の利害[関心]の積極的な形態を見ている。⁷⁵ここでは、バッハオーフェンとモーガンに発する当時の母権制への関心にも言及がなされているが、ともあれ女性によって規定される人間関係により、現代の家族は、世界をまったく血の通わないものとするに対する抵抗力の貯水池ともされているのだ、と彼は言っている。⁷⁶しかしホルクハイマーは、女性は、経済的に男性に依存することにより、自身アナーキーな社会を経験すること⁷⁷、さらに市民的一夫一婦制は、純粋な官能性に基づく享楽を無価値とすることを前提とするため、子どもが自分の持つ社会的に有害な衝動を克服する際の仕方とも関わり、個人から心的諸力の一部[理性]を利用する機会が失われること⁷⁸などにより、女性が権威を強化する機能を及ぼす傾向が強まる、と続けている。

ホルクハイマーによると、この研究の進行している時点では、家族は極端な場合、性の充足をはかるための手近な形式、その他の点では憂慮の増幅器にすぎないものとなっており、家族に対する本源的な関心は広範囲にわたり消滅しているような状況であった。そして彼のみるところ、この時点で、新たな共同体感情が起こってくる可能性⁷⁹が生まれると同時に、国家が以前にもまして権威への教育に乗り出してくることになる。こうした彼の視点からすると、ナチズムは、近代という時代全体を貫くような趨勢の完成として捉えられ、そこで求められる社会変革は、認識を媒介とした、市民的人間の変化をその内に含んだものである必要があることとなるのである。

結び

社会研究所のナチズム論争には、マルクス主義的社会理論を基礎にナチズムを捉えようとする志向を共有するものの、相互に関連する認識関心と研究の方法とに関して違いのある、二つの立場が現れている。ノイマンやキルヒハイマーは、国法学の法学的内在主義を超え、法の社会的機能、とりわけ支配を媒介する機能

に焦点を合わせて市民社会の分析を遂行した。この視点から見ると、ナチズムは、主権と自由との緊張のなかで存在した市民法、市民社会の合理性パターンを典型的に示した市民法が解体されることにより出現した、ひとつの非[反]国家として捉えられることになる。その際、法という社会・支配の媒介物は、市民社会の合理性を支える基礎として捉えられると同時に、それは分析の素材としても用いられ、彼らの分析が豊富な資料に基づくものとなることができた、その土台を提供した。ゼルナーもヴィッガースハウスも、この法を媒介とした社会分析の構想に、残念ながら集中的に追究されなかった、学際的唯物論に基づく共同研究のチャンスを見ている。

他方、ホルクハイマーを中心とするグループは、哲学的理性批判を現在の水準で押し進めるなかで、ひとつのマルクス主義的社会理論に到達したと考えられる。ニーチェおよびマルクス以後、理性批判は、理性という形而上学の批判へとラディカル化し、この主体の自律性に疑問を投げかける、主体の「脱中心化」の動きは、社会学的エートス論と結びつきながら、文化・人間学的分析を前面に押し出す社会分析の構想へと結実した。両グループの行ったナチズム研究には、対立が予想させるほどの実質的な違いは確認できないが、ナチズムを捉える関心・視点の違い⁸⁰が、両者の言葉に必要以上の鋭さを与えているように見える。その後、ホルクハイマーの思想は、市民社会および市民的人間の変貌と歩を合わせるように変化して行くが、そこには彼の人間学的思考の持つ強みと弱みの両者をともにみることができる。⁸¹

学際的研究という分野でのノイマンとキルヒハイマーの遺産ということとの関連で、一言だけ付け加えておきたい。後にハーバーマスは、コミュニケーション的行為の理論を基礎とした新たな学際的唯物論の試みのなかで、合法性と正統性、あるいは事実性と妥当性との関係をめぐる問題群を、現在の理論水準を満足させるような水準で展開することになる⁸²が、その試みの持つ魅力と、そして問題点に、このナチズム論争の余韻を聞くことはできないだろうか。

1 Jay [1973: 166]

2 Söllner [1979: 10]

3 [Ebd.: 12]

4 3節で述べるように、両者の間に対象の判断、例えば独占資本主義とその変質や政治の優位といった点で、さほどの違いはなく、問題はむしろ、両者の構え、視点であると考えられる。

- 5 Wiggershaus [1988 : 251ff.]
- 6 ゼルナーが、ヴェーバーの法社会学との関連で、ノイマンやキルヒハイマーを社会学の理論的伝統の線上に位置づけるのに対し、筆者はもう一つの、ヴェーバーの宗教社会学からの系譜を識別できると考えている。
- 7 Wiggershaus [Ebd.] ヴィッガースハウスはそこで、ホルクハイマーは、ノイマンやキルヒハイマーと正式な雇用契約を結んでいないという、ホルクハイマーの人事政策にも言及している。
- 8 以下での議論に際しては、シュルフター [1968 : 邦訳1991], 毛利 [2002], そしていうまでもなく、合法性と正統性をめぐるこの問題領域での現代の水準を示す Habermas [1992] などを参照した。
- 9 ゼルナーはそれを、ラバントによって基礎づけられ、アンシュッツによって継続された、古い、ビスマルク帝国に遡る学派と表現している。Söllner [Ebd. : 89] シュルフターの整理では、ケルゼンの立場は、社会学的・国法学的・政治的考察の関連を確立しようとしたイエリネックの試みの含むアンビヴァレンスを、方法論的観点を中心に立て、国家と呼ばれているものに関わる手続きと認識関心に従って、学問の論理的地位を評価することで解消しようとする方向とされる。シュルフター [Ebd. : 10]
- 10 シュルフターはスメントの立場を、イエリネックとの関連で、ケルゼンとは対照的に、社会的・法的・政治的要因の結合を国家の生のプロセスそのもののなかで明らかにしようとし、対象についての知らざるさまざまな方法の不可避的な協力関係を根拠づけようとしたものとして捉えている。現象学に基づくスメントの理論については、53頁以下で論じられている。
- 11 シュルフターは、[権] 力・法・道徳の関連という視点からヘラーの思想を捉え、それを、理性と現実とがもはや宥和することのない、矛盾的・悲劇的人間類型としての市民およびその道徳を一方に、法の実行力にとって不可欠の [権] 力という要因を他方に、それを議会および法によって一般意志へと媒介するという構想を持つものとして解明している。ヘラーについては、ヘラー [1991] を参照した。
- 12 ゼルナーは、シュミットの思想の持った非常な波及力は、精神史的方法、選択的に過剰な社会学的観察、国法的内在主義の混合の結果として生じた、と言っている。Söllner [Ebd. : 93]
- 13 [Ebd. : 93-4]
- 14 シュミット [1932 : 邦訳1983] を参照。
- 15 ボルツ [1989 : 邦訳1997 : 84-5頁] もこの点を強調している。
- 16 Söllner [Ebd. : 96]
- 17 注11を合わせて参照されたい。
- 18 [Ebd. : 100ff.] ゼルナーは、こうした思考方法は、ドイツ労働法の祖フーゲー・ジンツハイマーの門下生グループに属していた法律家の一世代—ノイマンのほか、エルンスト・フレンケル、オットー・カーン
- フロイント、ゲーツ・ブリーフスなどがある—全体に見いだされる、と言っている。
- 19 [Ebd. : 101]
- 20 ノイマン [1944 : 邦訳1963] を参照。
- 21 Söllner [Ebd. : 104]
- 22 キルヒハイマーは、政治的には SPD 左派・青年社民党に属し、元来ボルシェビキの立場を賛美し、議会制民主主義および憲法の社会民主主義の崇拝には批判的だった。Cf. Wiggershaus [Ebd. : 259]
- 23 参照せよ。「憲法第二部の価値の具体性は、技術的な国家機構とその機能性にとって障害となるような付加的要素でもなければ、議会制的立法権と国民投票的立法権との間に解消不能な競合もないのである。」Söllner [Ebd. : 107]
- 24 [Ebd. : 109]
- 25 その後、社会研究所でのキルヒハイマーの研究は、刑法とフランス憲法理論を中心とし、その研究の成果の一部は、ゲオルク・ルーシェの著作の改訂 (Rusche/Kirchheimer, 1974) に示されている。『社会研究誌』には三つの論文 (Kirchheimer, [1939/40, 1941a, 1941b]) が発表されている。
- 26 ノイマンは1933年から36年まで、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスで、ハロルド・ラスキ、モリス・ギンズバーグ、さらにカール・マンハイムの影響のもとで、政治学の博士研究を行った。この研究は、ようやく1980年に、ゼルナーによって独訳され、序文を付されて出版された。
- 27 ちなみにヴィッガースハウスによると、『社会研究誌』に発表されたノイマンの二つの論文 (Neumann, [1937, 1939/40]) のうち、前者はこの博士号請求論文の第二の主要部分の、後者は第一の主要部分の、一種の要約であった。
- 28 Söllner [Ebd. : 116-7]
- 29 ゼルナーは、市民社会における非合理的な統合要因であるナショナリズムについては、指摘するだけにとどめているが、カリスマや「非合理的」諸力をどのように理解し、位置づけることができるかは、後のナチズムをめぐる論争の争点の一つをなすことになる。
- 30 Cf. Pollock, [1941]
- 31 Cf. Horkheimer, [1939]
- 32 Cf. Horkheimer, [1940/42] この論文の表題は最初、「国家資本主義」となっていた。
- 33 [Ebd. : 310-11]
- 34 [Ebd. : 301]
- 35 ホルクハイマーの論文には、陰鬱な分析のなかに、孤立させられた者に賭けるような文章、さらにはこの時期の彼には稀な、進歩の外への跳躍といった神学的・メシア的な動機が見いだされるが、ヴィッガースハウスはアドルノに宛てた手紙から、そうした視点に対しては彼自身、不快な気持ちを感じていたことを指摘している。Wiggershaus [Ebd. : 316]
- 36 ヴィッガースハウスは、ホルクハイマー宛のアドルノの手紙から次の部分を引用している。「私はこの論

- 文についての私の見解を、それはカフカのひとつの裏返しを表わしている、とまとめると、一番うまくまとめられると思います。カフカは、役所のヒエラルヒーを地獄として描きました。ここ〔ポロックの論文〕では、地獄が役所のヒエラルヒーに姿を変えています。そのために全体は、テーゼ的に、そしてフッサールの意味で『上から』定式化されているため、一敵対的な社会で、敵対的でない経済が可能である、という非弁証法的な仮定は別として―それは強く訴えかけるとのこと [Eindringlichkeit] を完全に欠いています。』(Adorno-Horkheimer, 1941)
- 37 Horkheimer-Pollock, 1941.
- 38 Horkheimer, 1941.
- 39 Neumann-Horkheimer, 1941a. 保留は、ホルクハイマーのアメリカ合衆国への配慮と関わっている。なおポロックへの厳しい態度は、前の手紙 (Neumann-Horkheimer, 1941b) に示されている。
- 40 『ピヒモス』[Ebd.: 204] 『ピヒモス』からの引用は、ヴィッガースハウスが用いているドイツ語訳から行う。
- 41 キルヒハイマーはこの過程を、法的レベル―一般法の形式から措置法への移行―、政治的レベル―法の発議権の、議会から行政府への移動―、そして社会的レベル―合理的な支配の正当化から、カリスマ的な支配の正当化への移行―で説明しようとした。Cf. Söllner, [Ebd.: 120]
- 42 Cf. Kirchheimer, [1941b]
- 43 ノイマンは、法が、個人的な自由と国家の主権との間を媒介する第三者であるとする、三つの可能な配置が存在するとし、ホップズ、ロック、ルソーという合理的自然法の代表者をそこに位置づけている。Cf. Söllner, [Ebd.: 128-9]
- 44 [Ebd.: 127-8]
- 45 ノイマンは法の形式的性質の崩壊を、四つの傾向として記述している。措置が法的性格を持つようになり、法の下への裁判官の服従が切り崩され、法規の内容的規定性に従わずに、裁判に一般条項が挿入され、遡及の禁止が破壊される傾向は、ワイマール共和国で濃縮された形で見いだされる。Cf. Söllner, [Ebd.: 135-6]
- 46 Cf. Wiggershaus, [Ebd.: 321] ヴィッガースハウスはこう書いている。「この本は、まさに古典的と言っているようなマルクス主義的構成を持っていた。それは、いわば政治的上部構造から始まり (第一部: ナチズムの政治的構造)、その次に経済的基礎に移り (第二部: 全体主義的独占経済)、そして階級構造の説明で終わっている (第三部: 新しい社会)。その際、マルクス主義的な社会総体の分析は、形式的な法治国家的分析と組み合わせられていた。」
- 47 [Ebd.: 321-2, 邦訳1頁] Unstaatには、非 [反] 国家の訳語を当てている。
- 48 [Ebd.: 322-3, 邦訳306頁]
- 49 [Ebd.: 324, 邦訳497頁]
- 50 [Ebd.: 324-5] ヴィッガースハウスによると、これは、1950年に発表された論文「政治的権力の研究へのアプローチ」からの引用である。
- 51 ヴィッガースハウスは、ノイマンとホルクハイマーの両者は、一ポロックとは異なり―このシステムが孕む恐ろしいものを明確にした、と言っている。先のアドルノのポロック批判も参照のこと。
- 52 Cf. Horkheimer, [1942]
- 53 すなわち、ナチズムに実際上無抵抗での権力掌握を可能にし、ナチズムと相互に影響を及ぼし合うような文化的、政治的経験である。「正統性」問題は、一方で道徳 [正義] に関わる形式の点からと同時に、他方で「倫理」すなわち内容に関わる、その事實的基盤の点からも追究される必要がある。そしてこの領域こそ、政治的プロパガンダの効果と密接に関わるような領域と考えられる。
- 54 Cf. Wiggershaus, [Ebd.: 327] ヴィッガースハウスは、彼の論述を次の文章で締めくくっている。「正統的なマルクス主義的自己理解はノイマンに、ナチズムの比類のないような実質的な分析を可能にした。それは、社会主義的希望のための余地を残さず、アメリカ合衆国の政府職員が、ナチズムのシステムの機能を理解し、幾つかの役割の担い手の意義および責任の程度を評価するのを助けたのである。」
- 55 Cf. Söllner, [Ebd.] ゼルナーはこの著作の第4章 (「支配と歴史―現代の支配説の科学史的視点」) で、ヴェーバーの支配の社会学を批判的に検討し、それとアドルノの理論、全体主義理論、さらにノイマンの理論との関連を議論している。
- 56 [Ebd.] この著作の第2章 (「非合理的支配の合理性―1929年から1942年までのフランクフルト学派の唯物論的社会心理学と文化理論」) は、ホルクハイマーと、とりわけフロムの理論の検討に当てられている。
- 57 Cf. Horkheimer, [1936] この理論的構想は、文化、権威、家族から成っている。
- 58 Cf. 森田数実, [2000] しかし筆者は、そこで立てた、フランクフルト学派におけるニーチェ受容の概観・理解という課題を、いまだに果たしていない。
- 59 Cf. Hennis, [1987]
- 60 [Ebd.: 59ff. und 117ff.] ヘンニスは、当時ヴェーバーにとって魅力を放っていた [国民] 経済学は、道徳哲学を出発点とする国家学の一部門、すなわち経済的国家学であり、それはイギリスの古典派経済学と、官房学の流れを引く経済政策という異質な要素を、一つ屋根の下に置いていたと言っている。
- 61 Horkheimer, [Ebd.: 336-344, 邦訳1-11頁] これは実質的なマルクス主義の修正を意味する。
- 62 [Ebd.: 345-6, 邦訳11-2頁], ホルクハイマーは、『道徳の系譜学』のなかのよく知られた、「人は、それが記憶に残るようにと何かを焼き付ける。苦痛を与えることを止めないものだけが、記憶に残る」(Nietzsche, 1887.: 294-298) という文章をめぐるニーチェの、いわゆる「約束する人間」の考察を引用し、その鋭い洞察を自身の論を展開する契機としている。
- 63 Rusche/Kirchheimer, [1974] は、こうしたホルクハイマーの問題関心とも関連して成立したと考えられる。

- 64 Cf. Nietzsche, [Ebd. : 304]
- 65 Cf. Weber, [1921, : 120]
- 66 森田, [2000, : 103ff.] を参照されたい。
- 67 Cf. Horkheimer, [Ebd. : 367-8, 邦訳33-4頁] 「モノダの運命は、モノダそれ自身の内で確定されており、その発展段階、その幸福や不幸は、自ら内部の力学から生まれてくる。自分に対して責任をとるのは、モノダ自身である。自分が何であるか、自分がどんな状態にあるかは、モノダ自身の意志と神の御心しだいである。」
- 68 [Ebd. : 370, 邦訳37頁] 「…しかし、価値と社会的需要とのこの関連は、現在の秩序のもとでは、単に算出可能な心的、政治的要素に媒介されているだけでなく、さらにまた無数の制御できない出来事の総和によっても媒介されているのである。」ホルクハイマーが物象化現象の基盤に具体的に、市民的生産様式の不透明性を置いていることには注意が必要である。
- 69 ホルクハイマーは、こうした状態の典型的な時代はもちろん自由主義期であるが、しかし独占化のもとの小商人には、依然として同じような状態が続いている、と言っている。[Ebd. : 370ff., 邦訳37頁以下]
- 70 ホルクハイマーはこの文脈で、「歴史の力」に対する観念論哲学の驚嘆、事実的なものの偶像崇拜に行き着く驚嘆に対するニーチェの痛烈な批判を引用している。Cf. Nietzsche, [1874, : 309]
- 71 ホルクハイマーは、このような自然的、経済的要因から成る、家族の構造の存在を仮定している。
- 72 すなわち、所与性を前提とした努力ということである。「事実を認識するということは、事実を承認することを意味する。自然によって定められた違いは、神によって意志されているのであり、そして市民社会では貧富の差も、自然によって与えられたものとして立ち現れる。子どもは、父親の強健さをひとつの道徳的関係として尊敬し、そうして彼が自らの悟性によってであると確認したものを心から愛することを身につけることによって、市民的権威関係に対する最初の教育を受けるのである。」 Cf. Horkheimer, [Ebd. : 391, 邦訳58頁]
- 73 ホルクハイマーはここでは、こうした権威の内面化の際に作用する個々のメカニズムを研究してきたものとして、フロイトの理論を導入している。
- 74 権威に対する訓練の成果は、上層階級の成員にあっては、自由主義時代の経験主義と相対主義という形で現れ、小市民の大衆—そこでは父親に対する圧迫が子どもに対する圧迫において再生産される—にあっては、残忍さと並んでマゾヒズムの傾向を昂進させる、という点については以下を参照されたい。Cf. Horkheimer, [Ebd. : 399-400, 邦訳67頁]
- 75 ホルクハイマーはこの文脈で、ヘーゲルが、家族と公的権威との悲劇的な対立を認識し、アンティゴネーの姿にその衝突の典型的な表われを見て取ったことに言及している。[Ebd. : 406-7, 邦訳73-4頁]
- 76 市民階級における家族の観念、そしてそれと密接に関連した家族のあり方については、シュッキングの研究を参照されたい。Cf. Schücking, [1929]
- 77 ホルクハイマーは、自分と、とりわけ子どもの経済的安寧に対する、生理的ともいべき利害 [関心] が、女性を男性の野心と結びつけるといっている。[Ebd. : 409, 邦訳76頁]
- 78 やや長くなるが、ホルクハイマーによるこの事情の説明を引用しておきたい。「市民的男性社会の一夫一婦制は、純粋な官能性に基づく享楽を無価値とすることを前提としている。そのことから、夫婦の性生活は、子どもに対して秘密で取り囲まれるだけでなく、さらに母親に向けられた息子の情のこまやかさからは、あらゆる官能的な契機がきわめて厳しく追い払われなければならない。母親や姉妹が求めるのは、純粋な感情、汚れない尊敬や尊重である。理想的な献身と性的欲望、情のこもった考えと単なる利害、崇高な内面性と俗的激情との強制された分離、女性自身が、父親はなおのこと強く主張するこの分離は、矛盾に引き裂かれた存在の心的根源を形成する。個人は、家族内の諸々の関係の重圧のもとで、母親をその具体的な存在のあり方に基づいて、すなわちこの特定の社会的、性的人間として理解し、尊敬することを身につけないから、単に自分の持つ社会的に有害な衝動を克服する—このことには巨大な文化的意義がある—ように教育されるだけでなく、この教育が問題のある、隠し立てするような仕方で行われるため、通例個人は、心的諸力の一部 [理性] を使用する機会を絶えず失ってしまうことになる。理性と理性に対する喜びは制限され、そして母親への阻止された情愛は、暗い、母性的、扶養的力の象徴すべてに対する熱狂的、感傷的な感受性のなかに回帰してくる。」 [Ebd. : 410-11, 邦訳77頁]
- 79 それが具体的にどのようなものであるかについては、明示されていない。
- 80 本文で触れたように、そこにはホルクハイマーの人事政策も関係していると思われる。
- 81 森田 [2000] は、ホルクハイマーの思想が、市民社会という社会形式に係留されることから生じる強みと弱みの一端を明らかにしようと試みた。
- 82 コミュニケーション的合理性の概念を基礎に、道徳 - 正義という形式的・手続きの次元と、倫理という内容的次元とを媒介しようとするハーバーマス [1992] の試みは、正統性と合法性の関係をめぐる問題性の現代的展開とみることができよう。

引用文献

- Adorno, Theodor W. 1941, Brief Adornos an Horkheimer am 8. Juni 1941, in : Horkheimer, Max, *Gesammelte Schriften*, Bd.17, Fischer Verlag.
- ボルツ, ノルベルト, 1989 [邦訳1997], 『批判的理論の系譜学』山本・大貫訳, 法政大学出版局
- Habermas, Jürgen, 1992, *Faktizität und Geltung*, Suhrkamp Verlag.
- Hennis, Wilhelm, 1987, *Max Webers Fragestellung*, J.C.B.Mohr

- Tübingen.
- ヘラー, ヘルマン, 1991, 『国家学の危機』今井・大野・山崎編訳, 風行社。
- Horkheimer, Max, 1936, “Autorität und Familie”, in: Horkheimer, Max, *Gesammelte Schriften*, Bd.3, Fischer Verlag. [「権威と家族」森田訳, マックス・ホルクハイマー『批判的社会理論』恒星社厚生閣, 所収]
- ……1939, “Juden und Europa”, in: Horkheimer, Max, *Gesammelte Schriften*, Bd.4, Fischer Verlag.
- ……1940/42, “Autoritärer Staat”, in: Horkheimer, Max, *Gesammelte Schriften*, Bd.5, Fischer Verlag.
- ……1941a, Brief Horkheimers an Pollock am 1. Juli 1941, in: Horkheimer, Max, *Gesammelte Schriften*, Bd.17, Fischer Verlag.
- ……1941b, “Preface”, in: *Studies in Philosophy and Social Science* 1941, No. 2.
- ……1942, Brief Horkheimers an Neumann am 2. Juni 1942, in: Horkheimer, Max, *Gesammelte Schriften*, Bd.17, Fischer Verlag.
- Jay, Martin, 1973, *The Dialectical Imagination*, Heinemann Educational Books・London.
- Kirchheimer, Otto, 1939/40, “Criminal Law in National-Socialist Germany”, in: *Studies in Philosophy and Social Science* 1939/40.
- ……1941a, “Changes in the Structure of Political Compromise”, in: *Studies in Philosophy and Social Science* 1941 No. 2.
- ……1941b, “The Legal Order of National Socialism”, in: *Studies in Philosophy and Social Science* 1941 No. 3.
- 毛利 透, 2002, 『民主制の規範理論』勁草書房
- 森田数実, 2000, 『ホルクハイマーの批判的理論』恒星社厚生閣
- Neumann, Franz, 1937, “Der Funktionswandel des Gesetzes im Recht der bürgerlichen Gesellschaft”, in: *Zeitschrift für Sozialforschung* 1937, H.3.
- ……1939/40, “Types of Natural Law”, in: *Studies in Philosophy and Social Science* 1939/40.
- ……1941a, Brief Neumanns an Horkheimer am 30. Juli 1941, in: Horkheimer, Max, *Gesammelte Schriften*, Bd.17, Fischer Verlag.
- ……1941b, Brief Neumanns an Horkheimer am 23. Juli 1941, in: Horkheimer, Max, *Gesammelte Schriften*, Bd.17, Fischer Verlag.
- ノイマン, フランツ, 1944 [邦訳1963], 『ピヒモス』岡本・小野・加藤訳, みすず書房。
- Nietzsche, Friedrich, 1874, *Unzeitgemäße Betrachtungen II*, KSA, 1 Bd. de Gruyter.
- ……1887, *Zur Genealogie der Moral*, in: KSA, 5Bd. de Gruyter.
- Pollock, Friedrich, “State Capitalism”, in: *Studies in Philosophy and Social Science* 1941, No. 2.
- Rusche/Kirchheimer, 1974, *Sozialstruktur und Strafvollzug*, Frankfurt/M., Köln.
- Schücking, Levin, 1929, *Die Familie im Puritanismus*, Leipzig und Berlin. [邦訳, 『読書と市民的家族の形成』角・森田訳, 恒星社厚生閣]
- Söllner, Alfons, 1979, *Geschichte und Herrschaft*, Suhrkamp Verlag.
- シュルフター, ヴォルフガング, 1968 [邦訳1991], 『社会的法治国家への決断』今井弘道訳, 風行社。
- シュミット, カール, 1932 [邦訳1883], 『合法性と正当性』田中・原田訳, 未来社。
- Weber, Max, 1921, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd.II, Tübingen.
- Wiggershaus, Rolf, 1988, *Die Frankfurter Schule*, München.